

## 福島県 川俣町

### (基本方針)

川俣町は、計画的避難区域に指定されている山木屋地区を除き、復旧は概ね平成23年度に完了している。

山木屋地区については、河川、道路などへの被害調査及び復旧が不十分であるなど、住民が安全に帰還するための措置が取られていない状況にある。そのため、インフラなどの安全確認及び復旧を行うとともに、診療所、学校などの公共施設の復旧に向け、迅速に対応していく必要がある。

また、インフラ復旧のためには除染や放射線管理の進展が重要であるため、除染とモニタリングが必要である。

## 1. 河川

### ○県管理河川

#### ① 河川状況

計画的避難区域内の河川数（県管理河川）	1 河川	
うち被災した河川（工区）数	1 河川	1 箇所
うち応急対策を実施した河川（工区）数	0 河川	0 箇所
うち本復旧を実施する河川（工区）数	0 河川	0 箇所

#### ②復旧の予定

復旧箇所の放射線量が高く、掘削残土の移動を地区外に出来ない。また、残土処分地の見通しが立っていないことから事業は未着手となっている。

今後、処分方法が決定次第、復旧工事を実施する。

#### ③平成25年度の成果目標

残土処分方法が決定次第、復旧工事の着手を目指す。

### ○町管理河川

山木屋地区の河川については、地区が計画的避難区域に指定され、地震による詳細な被害の把握ができていない。現地調査を行い被害が確認されれば復旧に向けて対応する。（普通河川：町）

## 2. 道路

### 【町管理道路】

道路については、被災状況調査を平成23年度に実施しており、68路線で地震による被害が確認された。そのうち、平成23年度に66路線106箇所の復旧工事が完了している。

未復旧箇所は、計画的避難区域に指定された山木屋地区の2路線2箇所あり、町道向出山・広久保山線は、平成23年度に調査・査定済みで、また、町道坂下・坂下向山線は、平成23年度に調査済みであるが、両路線とも平成25年度に再調査し、復旧工事をする予定である。

また、上記以外の町道についても、維持管理が行われていないため、除染事業とのスケジュール調整を十分に行いつつ、復旧工事を行う予定である。

### 3. 農地・農業用施設

計画的避難区域に指定された山木屋地区の農地及び農業用施設は、避難により十分な維持管理ができないため、平成26年3月までに被災状況調査・設計を実施し平成27年3月までに復旧工事完了予定である。

被害のあった林道花塚線及び林道箆ノ作南線は平成23年度に復旧工事を完了した。

除染実施後の農地については、除草等の保全管理を行う予定である。

## 4. 文教施設

### 【教育施設】

文教施設の災害復旧については、計画的避難区域に指定されている山木屋地区を除き、平成23年度に被災した小・中学校校舎、体育館、プール等に係る災害復旧工事を完了している。また、山木屋地区の小・中学校施設災害復旧については、平成26年度に復旧工事完了予定である。

#### ①山木屋小学校

山木屋小学校については、平成23年度に被災状況調査を実施し、地震による校舎渡り廊下ジョイント部分の破損、教室等の亀裂、校庭及び周辺の地盤沈下、通路の崩落等が確認されている。平成23年度は校庭及び敷地周辺に係る調査・設計を完了している。また、平成24年度は校舎の災害復旧に係る調査・設計を完了している。

平成25・26年度において、校舎及び敷地に係る災害復旧工事を実施・完了する予定である。

#### ②山木屋中学校

山木屋中学校については、平成23年度に被災状況調査を行い、校舎については特に被災箇所は認められなかったが、体育館は基礎部分等に亀裂が入っており老朽化も伴い改築が必要な状況と見込まれており、復旧のあり方等について検討する必要がある。

### 【公民館】

小神公民館は、敷地の液状化及び建物本体・設備等が半壊状態となり施設の使用が不能となったため、平成23年10月までに、地質調査及び実施設計を完了し、平成24年8月に新築工事を完了した。

## 5. 保健・福祉・医療施設

計画的避難区域に指定されている山木屋地区の診療所は、震災の影響により壁に亀裂が入るとともに、浄化槽・暖房機等が破損している。また、老朽化も進んでおり、診療所機能と山木屋地区における介護サービスの拠点となる複合的な施設を一体的に整備していく予定である。そのため平成25年度中に調査・設計を行う。

## 6. 役場庁舎

役場庁舎の復旧については、震災により改築に相当する被害を受け、仮庁舎での業務を余儀なくされていることから、防災拠点の確保、効率的な行政運営、町民の利便性向上のため、新庁舎を建設する。

旧庁舎の解体工事は、平成25年4月に完了を予定している。また、新庁舎の設計は、平成25年4月から着手し平成26年3月までに完了予定であり、建設工事は、平成26年4月に着手し平成27年度までに新庁舎建設完了予定である。

## 7. 公営住宅

農村広場応急仮設住宅は平成23年6月に完成。また町体育館応急仮設住宅及び中山工業団地応急仮設住宅第一・第二も平成23年7月に完成し入居している。

町営住宅は、平成23年度に調査済みであるが、計画的避難区域に指定された山木屋地区の町営住宅については、合併浄化槽が破損している状況であるため、住民帰還に合わせて復旧する予定である。



## 8. 除染

町による避難区域以外(生活空間)の除染、及び国による避難区域(生活空間及び農地)の除染は平成25年度に完了予定である。その後は、事後モニタリング等により対応を検討する。

### (市町村計画)

避難区域以外は、すでに策定された町の除染計画に基づき実施する。避難区域外の農地除染については、現在、ゼオライトを使用した放射性物質の農作物への移行を防ぐ手法を実施中である。

森林や河川については、除染手法等が確立された後に、計画を改定する予定である。

除去土壌等は、仮置場を設置し、中間貯蔵施設に搬入するまでの概ね3年の間、保管・管理する予定である。

### (国計画)

平成24年8月に策定された「特別地域内除染実施計画(川俣町)」に基づき、事業を実施。(参考) <特別地域内除染実施計画(川俣町)>

[http://www.env.go.jp/press/file\\_view.php?serial=20480&hou\\_id=15570](http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=20480&hou_id=15570)

## 9. 災害廃棄物処理（対策地域内廃棄物処理）

### ① 災害廃棄物発生状況

- ・これまでの現地踏査で被災家屋の状況を確認。

### ② 事業実施予定

- ・住民の帰還の妨げにならないタイミングで、着実に対策地域内廃棄物を処理する。

※地権者及び周辺住民のご理解とご協力が必須となる。

### ③ 平成24年度における成果

- ・国の直轄事業内容について、町との調整を実施。
- ・国による解体が必要な家屋について、解体撤去申請を受付。

### ④ 平成25年度の成果目標

- ・国による解体が必要な家屋の解体・撤去。
- ・家の片付けごみの回収。
- ・その他、処理方針の決定。

国の直轄処理については、平成25年夏ごろを目途に全体の処理見通しを明らかにする。

## 10. 生活環境の整備

計画的避難区域に指定された山木屋地区の宅地から町道等までの取付道路については、避難により十分な維持管理ができてないため、住民の帰還を促進するためにも、除染後に復旧工事を行う予定である。



●→ : 工程が見込めるもの

●---→ : 工程が現時点で見込みにくいもの

平成25年4月末現在

事業	整備主体	被災／稼働状況	H24年度に実施したこと(成果)	H25年度に実施すること(目標)	H25年度				H26年度				H27年度				H28年度以降	備考・ポイントなど
					4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月		
<b>保健・福祉・医療</b>																		
山木屋診療所	町	大震災の影響により壁に亀裂が入り、使用不可能な状況である。また、浄化槽・暖房機等の設備についても使用不可能な状態である。		住民の帰還時期によるため、工程が見込みにくい。平成25年度中に調査・設計を完了予定。														
<b>役場庁舎</b>																		
新庁舎建設	町	柱や耐力壁に甚大な被害を受け、使用不可能となり、仮庁舎に移転	旧庁舎解体工事実施(平成25年4月まで工期延長)	基本設定計及び実施設計を実施														
<b>公営住宅</b>																		
仮設住宅	町	農村広場応急仮設住宅																平成23年6月完成
仮設住宅	町	町体育館応急仮設住宅																平成23年7月完成
仮設住宅	町	中山工業団地応急仮設住宅第一・第二																平成23年7月完成
町営住宅(山木屋地区)	町	給排水設備(合併浄化槽)の破損1戸																平成23年度に調査済み 住民帰還に合わせ復旧する
<b>除染</b>																		
先行除染(国事業)	国	実施済み	事業の実施	—														宿泊施設、中学校等
特別地域内計画	国	H24年8月 特別地域内除染実施計画策定	計画の策定	事業の実施														特別地域内除染実施計画に基づく事業
仮置場(国事業)	国	選定中	選定作業及び確保	選定作業及び確保														仮置場設置・管理委託
川俣町内除染(町事業 生活空間)	町	平成25年度完了予定	除染の実施	除染の完了														事後モニタリング等により対策を検討する
川俣町内除染(町事業 森林・河川)	町	未定																除染手法等が確立された後に、計画を改定予定
川俣町内仮置場設置(町事業)	町	平成25年度設置完了 平成26年度以降管理委託	調査・設置工事の実施	調査・設置工事の実施、管理委託の開始														管理委託は除染廃棄物保管開始から中間貯蔵施設へ搬入開始するまでの期間
川俣町内農地除染(町事業)	町	平成24年度実施	ゼオライト散布による農地除染の実施	ゼオライト散布による農地除染の実施														ゼオライト散布による放射性物質移行を防ぐ措置

平成25年4月末現在

事業	整備主体	被災ノ稼働状況	H24年度に実施したこと(成果)	H25年度に実施すること(目標)	H25年度				H26年度				H27年度				H28年度以降	備考・ポイントなど
					4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月		
					特別地域内除染実施計画に基づく事業													
<b>災害廃棄物処理</b>																		
対策地域内廃棄物処理	国	これまでの現地踏査で被災家屋の状況を確認	・国の直轄事業内容について、町との調整を実施 ・国による解体が必要な家屋について、解体撤去申請を受付 等	・国による解体が必要な家屋の解体・撤去 ・家の片付けごみの回収 等													国の直轄処理については、夏頃を目途に全体の処理見通しを明らかにする。	
<b>生活環境の整備</b>																		
山木屋地区内取付道路整備	町	維持管理が行われていない道路の整備															工事 ●----->	

※本工程表に記載の内容については軽微な修正を行う場合があります。